［２　略］

３　診療所病床数は、前年度における医療法第三十条の十三第一項の規定により都道府県知事に報告した市町村立診療所の病床数（以下この表において「診療所最大使用病床数」という。）に、市町村立診療所ごとに次の算式により算定した数を合算した数を加えた数とする。

算式

$(A-B)\times 0.3+(B-C)\times 0.6+(C-D)\times 0.9$

（Ａ－Ｂ）、（Ｂ－Ｃ）又は（Ｃ－Ｄ）が負数となるときはそれぞれ０とし、ＣがＡよりも小さくないときは（Ａ－Ｂ）は０とし、Ｄが Ａ、Ｂ又はＣのいずれよりも小さくないときは（Ａ－Ｂ）、（Ｂ－Ｃ）及び（Ｃ－Ｄ）は０とし、$C\leqq D\leqq B$のときは（Ｂ－Ｃ）は（Ｂ－Ｄ）とし、$B\leqq C\leqq D\leqq A$又は$C\leqq B\leqq D\leqq A$のときは（Ａ－Ｂ）は（Ａ－Ｄ）とし、$B\leqq D\leqq C\leqq A$又は$D\leqq B\leqq C\leqq A$のときは（Ａ－Ｂ）は（Ａ－Ｃ）とし、（Ａ－Ｂ）×0.3、（Ｂ－Ｃ）×0.6及び（Ｃ－Ｄ）×0.9に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

Ａ　前４年度における診療所最大使用病床数

［略］

４　簡易水道等給水人口は、前年の三月三十一日現在における市町村公共施設状況調による当該市町村又は当該市町村の組織する組合が経営する簡易水道事業の施設及び飲料水供給施設に係る給水人口に次の算式により算定した数を加えた数とする。

算式

$A+B\times 0.9+C\times 0.7+D\times 0.5+E\times 0.3+F$

［２　同上］

３　診療所病床数は、前年度における医療法第三十条の十三第一項の規定により都道府県知事に報告した市町村立診療所の病床数（以下この表において「診療所最大使用病床数」という。）に、市町村立診療所ごとに次の算式により算定した数を合算した数を加えた数とする。

算式

$(A-B)\times 0.3+(B-C)\times 0.6+(C-D)\times 0.9$

（Ａ－Ｂ）、（Ｂ－Ｃ）又は（Ｃ－Ｄ）が負数となるときはそれぞれ０とし、ＣがＡよりも小さくないときは（Ａ－Ｂ）は０とし、Ｄが Ａ、Ｂ又はＣのいずれよりも小さくないときは（Ａ－Ｂ）、（Ｂ－Ｃ）及び（Ｃ－Ｄ）は０とし、$C\leqq D\leqq B$のときは（Ｂ－Ｃ）は（Ｂ－Ｄ）とし、$B\leqq C\leqq D\leqq A$又は$C\leqq B\leqq D\leqq A$のときは（Ａ－Ｂ）は（Ａ－Ｄ）とし、$B\leqq D\leqq C\leqq A$又は$D\leqq B\leqq C\leqq A$のときは（Ａ－Ｂ）は（Ａ－Ｃ）とし、（Ａ－Ｂ）×0.3、（Ｂ－Ｃ）×0.6及び（Ｃ－Ｄ）×0.9に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

Ａ　4年前の７月１日現在における診療所稼働病床数（診療所病床数は、医療法第30条の13第１項の規定により都道府県知事に報告した市町村立診療所の病床数（以下この表において「診療所稼働病床数」という。）

［同左］

４　簡易水道等給水人口は、前年の三月三十一日現在における市町村公共施設状況調による当該市町村又は当該市町村の組織する組合が経営する簡易水道事業の施設及び飲料水供給施設に係る給水人口に次の算式により算定した数を加えた数とする。

算式

$A+B\times 0.9+C\times 0.7+D\times 0.5+E\times 0.3+F$